

●香川県告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成19年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町吉野字鐘場	仲多度郡まんのう町吉野字下大宮479の2、479の5、479の6、485の2、501の2、502の2、607の2、608の2、614の2、615の2、616の2、617の2、620の2、621の3、622の2、622の3の一部、624の2及びこれらの区域に介在する道路、水路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町吉野字下大宮	仲多度郡まんのう町吉野字中村1の2、2の3及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字宮西367の3、371の3、377の2、377の3、378の1、378の2、379の2、380の2、385の2、385の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに字宮西340、375の2、377の1に隣接する水路である町有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字宮東828の1、828の2、829の7、830の1、830の2、831、832の1の地先の道路、水路である町有地の全部
仲多度郡まんのう町吉野下字杉上上所	仲多度郡まんのう町吉野字鐘場634の6から634の8まで、637の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部